

少年法の適用年齢の引下げに反対する会長声明

2016年（平成28年）6月3日

兵庫県弁護士会

会長 米田耕士

第1 声明の趣旨

当会は、少年法の適用年齢を18歳未満まで引き下げることには反対する。

第2 声明の理由

- 1 当会は、この問題に関し、すでに2015年（平成27年）6月26日付け「少年法の適用年齢の引下げに反対する会長声明」及び同年12月28日付け「少年法の「成人」年齢を引き下げることには反対する意見書」を發出している。

当会は、去る2016年（平成28年）5月21日に、「少年法を考えるシンポジウム～適用年齢を本当に引き下げるべきか?!～」を主催した。

その中で、現行少年法は、少年の健全育成を目的に、家庭裁判所調査官や少年鑑別所による科学的な調査と鑑別を踏まえ、少年に相応しい処遇を決する手続を採用し、少年の可塑性を踏まえた少年院などにおける個別的な指導と教育の処遇と相まって、少年の立ち直りと再犯の防止に有効に機能してきたことが改めて確認された。

そして、次の4つの理由からも、少年法の適用年齢を18歳未満まで引き下げることには合理的な理由がないことが改めて浮き彫りになったことから、当会は、少年法の適用年齢を18歳未満まで引き下げることには改めて反対する。

- 2 1つ目の理由は、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げた場合、非行少年の多くが立ち直りに向けた十分な指導と処遇を受けられないまま放置されるこ

とになる点である。すなわち、少年事件の約5割が、18歳・19歳の少年で占められており、その多くは初犯であるため、少年法の対象外となった場合には、不起訴処分、略式命令による罰金刑、起訴されたとしても、そのほとんどが執行猶予付き判決を受けることになる。

現行少年法の下で、少年が少年院に送られた場合、少年院で受ける処遇は一人ひとりの少年の状態、問題点を踏まえて行われており、少年院内で改善すべき点が改善されているかどうか、少年院の教官による厳格な評価の下で、少年院からの仮退院なども決まっている。

ところが、少年法の適用年齢が18歳未満に引下げられると、非行をした若年者の多くが、立ち直りに向けた十分な指導と処遇を受けられないまま、社会内に戻ることになり、再犯に及ぶリスクを増加させ、新たな犯罪被害者を生み出すおそれも否定できない。

2つ目の理由は、少年犯罪の全体的な傾向は、そもそも増加も凶悪化もしていない点である。実際に、少年犯罪の検挙者数は、ピーク時（昭和58年）に比べて75.4%も減少している。また、殺人（未遂を含む）と傷害致死という重大・凶悪な事件に絞ってみれば、ピーク時（昭和36年）に比べると89.2%も減少している。少年犯罪は、増加も、凶悪化もしていないことは客観的データに照らして明らかである。

3つ目の理由は、殺人・強盗・放火などの重大犯罪をした少年に対する処遇は、現行少年法で、すでに対応している点である。16歳以上の少年が重大な罪を犯して被害者を死亡させた場合は、原則として、成年と同じように地方裁判所での刑事裁判で刑罰を科すことになる。

4つ目の理由は、18歳以上の非行少年の多くは、大人と同様に考えにくいという点である。確かに、18歳でも十分な判断力を持つ人もいることは事実であるが、非行を犯している少年の多くは、その発育過程で大きな問題を抱えており、成長発達権を保障されなかった子どもたちである。かかる非行少年にこそ、

少年の可塑性を踏まえた少年院などにおける個別的な指導と教育の処遇が効力を発揮するのであり、その結果、多くの非行少年の立ち直りと再犯の防止につながる。

- 3 以上のように、少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げるという議論は、再犯率をかえって高める懸念があるなど、想定される現実を無視する議論である。

また、少年法の適用年齢の引き下げの問題は、少年の人権のみならず犯罪被害者の権利擁護の視点からも検討しなければならない問題であるが、直接、犯罪被害者の権利擁護につながるわけではない。

以上から、当会は、少年法の適用年齢を18歳未満まで引き下げることに対して反対することを改めて強く訴えるものである。

以上